

令和4年度特別支援教育就学奨励費補助事業について

静岡市教育委員会

静岡市では、市立小・中学校の特別支援学級等に就学する児童・生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、学用品費、給食費等学校教育にかかる費用の一部を補助しています。その内容については、裏面（令和3年度版）をご参照ください。

補助については、令和4年度に入学される学校を通して手続きをしていただくことになりますが、下記のとおりご留意いただきたい点がありますので、お知らせいたします。なお、世帯の収入状況によりすべての品目が補助対象とならない場合があります。

申請する際に必要です。

必ず、領収書またはレシート等を保管しておいてください。

領収書またはレシート等の原本がないと補助を受けることができません。

対象物品

- 学用品** ノート、筆記用具、さんすうボックス、はさみ など
通学用品 ランドセル、靴、制服、通学用靴、雨具、上履き、帽子 など

注意事項

原則、令和4年1月1日から4月末までに購入したものを対象とします。

- ・ランドセル、制服等、入学準備の品物であることが明らかな場合は、より早い時期に購入したのも対象となる場合があります。
- ・補助の対象となるものは、学校の授業で使うものです。 自習用に購入したものや、眼鏡、靴下、下着、マフラー、水筒のように日常生活で使用するものは対象になりません。
- ・同居家族以外の者が購入した場合（例：親族からのプレゼント等）は、対象になりません。
- ・入学後に通常の学用品・通学用品として購入したものについては、学用品・通学用品費で別途支給があります。新入学生用品通学用品と同様に領収書等の提出が必要です。

領収書・レシート等について

領収書について

領収書は氏名、金額、日付、品名の記載がないと認められません。

※氏名が氏だけのもの、品名の記載がないもの等は返却します。

※内容は具体的に1品ずつの品名、数量、金額が確認できるようにしてください。または、明細書を添付してください。

※「学用品一式」、「学用品代」では認められません。

レシート等について

領収書が発行されない場合は、下記書類を添付してください。

- ・レシート … 氏名、日付、品名等の記載がない場合は記入してください。
- ・クレジットカードで支払った場合
「支払証明書またはクレジットカード利用明細書」と「日付、氏名、内容が確認できるもの（注文書、納品書等）」
- ・電子マネー（paypay、ナナコ、majica など）で支払った場合
残高のチャージ方法が現金の場合は、領収書またはレシートだけで大丈夫です。
残高のチャージ方法がクレジットの場合はカード会社の利用明細が必要です。
- ・銀行振込で支払った場合
「納付書・振込書の控えの原本」と「利用、購入品目が分かるもの（請求書等）」
- ・宅配による着払いの場合
「代金引換の伝票の原本」と「日付、氏名、内容が確認できるもの（請求書・納品書等）」

ご不明な点は、以下までお問い合わせください。

静岡市教育委員会事務局 児童生徒支援課 就学援助係

電話 054-354-2532

特別支援教育就学奨励費 補助費目一覧

上限額は令和3年度のもので、**令和4年度には変更される場合があります**のでご注意ください。

費目	小学校	中学校	備考
新入学児童生徒学用品・通学用品費	実費の1/2 (上限 25,555 円)	実費の1/2 (上限 28,990 円)	購入した品物の領収書、レシート等が必要です。紛失しないようご注意ください。 世帯所得等により補助対象とならない場合があります。
学用品・通学用品購入費	実費の1/2 (上限 5,820 円)	実費の1/2 (上限 11,370 円)	
通学費 (公共交通機関利用者のみ)	実費 (または実費の1/2)	実費 (または実費の1/2)	定期券の写し、又は定期券控えが必要です。世帯所得により実費の1/2になる場合があります。対象者向け別途お知らせ参照
修学旅行費	実費の1/2 (上限 10,790 円)	実費の1/2 (上限 28,860 円)	修学旅行に必要な交通費、宿泊費、見学費(拝観料及び入場料等)及び一律負担する記念写真代、旅行損害保険料等。 世帯所得等により補助対象とならない場合があります。
校外活動費 (宿泊なし)	実費の1/2 (上限 800 円)	実費の1/2 (上限 1,155 円)	交通費及び見学費 世帯所得等により補助対象とならない場合があります。
校外活動費 (宿泊あり)	実費の1/2 (上限 1,845 円)	実費の1/2 (上限 3,105 円)	交通費、宿泊費及び見学費等 世帯所得等により補助対象とならない場合があります。
学校給食費	実費の1/2	実費の1/2	世帯所得等により補助対象とならない場合があります。
交流学习交通費	実費 (または実費の1/2)	実費 (または実費の1/2)	特別支援学校又は他校の特別支援学級と 相手校 で行う集団学習に参加する場合の交通費です。(公共交通機関利用分) 世帯所得等により実費の1/2になる場合があります。
体育実技用具費 (中学校のみ)		実費の1/2 (上限あり)	柔道着(上限 3,785 円)又は 剣道着(上限 26,190 円) 購入した品物の領収書、レシート等が必要です。紛失しないようご注意ください。 世帯所得等により補助対象とならない場合があります。
職場実習交通費 (中学校のみ)		実費 (または実費の1/2)	世帯所得等により実費の1/2になる場合があります

注 意

補助費目は世帯の収入状況に応じて異なります(上記区分は最も補助費目が多い場合です)。
他制度からの同様の補助がある場合はその費目については対象となりません。(生活保護制度、就学援助制度など)

通級指導教室に定期的に通級される場合について

通級に必要となった通学費の年間実費の1/2、又は全額が補助の対象となります。
補助割合は、世帯の収入状況に応じて異なります。

<就学援助制度について>

静岡市では、特別支援教育就学奨励費以外にも、お子さんを小・中学校へ通学させるのに経済的な理由でお困りの方に対して、学用品費・給食費などの一部を援助する就学援助制度を設けています。

就学援助制度については、児童生徒支援課または令和4年度に新入学される学校(新中1年生の場合は現在通学している小学校)へお問い合わせください。